

## 高額所得者に対する市営住宅明渡請求事務取扱要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、市営住宅条例（昭和36年豊中市条例第20号。以下「条例」という。）及び市営住宅条例施行規則（昭和36年豊中市規則第22号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、高額所得者に対する市営住宅の明渡請求事務の取扱いについて必要な事項を定めることを目的とする。

### (入居期間の算定)

第2条 条例第15条第2項の規定による認定に係る期間（建替えによる仮移転期間を除く。）については、市営住宅入居承認日（住替えによる入居者については、当初の入居承認日）から毎年10月1日までとする。

### (認定通知)

第3条 市長は、条例第15条第2項の規定により高額所得者として認定した者に対しては、当該認定の通知をするものとする。

### (認定の変更)

第4条 市長は、前条の認定についての意見陳述があったときは、その内容を審査し、当該意見に理由があると認めるときは、当該認定の更正の通知をするものとする。

### (明渡勧告・指導)

第5条 市長は、第3条の規定による高額所得者の認定通知を行った者に対して、明渡勧告を行い、来庁を求めて明渡しに関する指導を行うものとする。

### (明渡相談等)

第6条 市長は、市営住宅の明渡しに関する相談を行うときは、高額所得者に対し、市営住宅明渡相談書の提出を求めるものとする。

### (公的住宅等のあっせん)

第7条 市長は、高額所得者に対して、市営住宅以外の公的住宅等のあっせんに努めるものとする。

### (明渡請求)

第8条 市長は、第5条の明渡指導を行ったにもかかわらず、市営住宅の明渡しに応じない者に対しては、市営住宅の明渡しを請求するものとする。この場合における明渡請求書の送達は、配達証明付き内容証明郵便により行うものとする。

2 市長は、前項の場合において、条例第17条の2第3項各号のいずれかに該当するときは、当該明渡しの請求を猶予することができる。

(明渡期限の延長)

第9条 明渡請求を受けた高額所得者は、条例第17条の2第3項に該当する場合には、明渡期限の延長を求めることができる。

2 市長は、高額所得者から前項の申出があったときは、その内容を審査のうえ、その可否を判定し、結果を申出者に通知するものとする。

(明渡請求の取消し)

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当し、必要があると認めるときは、明渡請求を取り消すことができる。

(1) 入居者の死亡等により、公営住宅法施行令第9条第1項に規定する金額を超えなくなったとき、又は当分の間、超える見込みがないとき。

(2) その他前号に準ずる特別の事由が生じたとき。

2 市長は、前項の明渡請求の取消しをしたときは、その旨通知するものとする。

(法的措置)

第11条 市長は、明渡請求を受けた者が明渡期限を過ぎても当該市営住宅を明け渡さない場合は、市営住宅の明渡しを求める訴えを提起するものとする。

(雑則)

第12条 市長は、この要綱に定めのない事項については、必要に応じ適宜措置するものとする。

附 則

この要綱は、平成29年2月1日から実施する。